

# 第1章 建設コンサルタントの概要

## 1-1 建設コンサルタントの概要

建設コンサルタントは、戦後の社会復興期に生まれ、昭和30年代の高速道路整備や新幹線建設等の大規模事業の拡大、建設コンサルタント登録制度の確立等により企業として発展してきた。現在では、海外においても土木建築に関する工事の調査から工事監理に至るまで役割は拡大している。本章では、建設コンサルタントの歴史、現状の経営状況などの概要について紹介する。

### 1-1-1 定義

建設コンサルタントの公的な定義は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定されている。同法第19条第三号において、「土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という。）」と定義されている。

建設コンサルタントという職業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月施行）によると、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類になっている。

また、国土交通省では建設コンサルタントに、測量業、地質調査業を加えた3業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」における技術サービスの提供者と位置付けている。

このように、建設コンサルタントという職業、立場は、発注者の補助者としてスタートし、コア業務（調査・計画・設計・施工管理・維持管理）を確実に推進する過程のなかで、自立する企業や技術者としての地位の確立を目指してきた。

しかし、各時代の社会のニーズに適切に対応し、社会資本整備において重要な役割を担うべき建設コンサルタントは、求められる技術力や職業倫理、職業資格などの定義が明確でなく、建築士など法律により地位が確立されている職業に比べ、広く国民から認知される職業にはいまだなっていないという現状にある。

さらに、国民の視点からも、社会資本整備プロジェクトにおいて、発注者である国や地方公共団体が、誰に仕事を依頼しているのか、それを担う建設コンサルタントの役割や責任を明らかにすることは、安全で安心な国土を形成する上で極めて重要であるといえる。

### 1-1-2 歴史

戦後、民間技術力活用の気運が急速に高まり、昭和34年1月「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」の発出により「設計・施工分離の原則」が明確化された。

我が国の社会資本整備（建設事業）の歴史を見ると、戦前は、内務省、農林省等の職員によって企画、調査、計画、設計から施工まで一貫して直轄・直営で行われていた。戦後も、政府の土

木関係機関においては、連合国軍の設営指令や国土復興の施策のため業務量は増大しつつも、なお社会資本整備に関する調査、計画、設計及び工事監理は引き続いて官公庁自らの手で行われていた。その後、昭和30年代に入って社会資本整備の急速な拡大とともに、名神高速道路、東海道新幹線などの大規模事業が着手され、調査、計画、設計及び工事監理において建設コンサルタント業務として、外部の民間技術力活用の気運が急速に高まった。

このような状況を背景として昭和34年1月に、建設コンサルタントの契約方式、標準契約書、価格の積算方法などを規定した「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」が建設省事務次官通達として発出された。この通達の最大のポイントは「設計・施工分離の原則」の明確化で、この原則はその後の建設コンサルタント業務の確立と発展の基礎となったといえる。

### 1-1-3 登録

「建設コンサルタント登録規程」による登録制度は、国土交通省における行政指導の一つで、申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示、公証することにより発注者である国などの公共機関に活用されている。

「建設コンサルタント登録規程」（最終改正令和元年9月）による登録制度は法的根拠に基づく制度ではなく、国土交通省における行政指導の一つである。申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示、公証することにより発注者である国などの公共機関に活用されている。

登録を行おうとする者は、「道路」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「港湾及び空港」等21の登録部門（資料-2 協会データ 表 2-3-2 (p. 資-4)）ごとに行う。登録要件として、当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者（技術管理者）として、一定の資格、経験を有する専任の技術者、すなわち技術士の資格を有する者を専任とすることを原則としている。また、財産的基礎又は金銭的信用を有する者であることとされ、要件として、法人の場合は、資本金500万円以上、かつ、自己資本1,000万円以上である者、個人の場合は、自己資本1,000万円以上である者とされている。

登録企業には建設業、メーカー等、建設コンサルタント業務を専門としない企業が含まれており、また、一つの企業が複数部門に登録していることもある。

### 1-1-4 求められる技術者資格

#### (1) 技術士

技術士は建設コンサルタント業務の中核の資格であり、会員企業において技術士の数は一貫して増加している。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した人だけに与えられる名称独占の国家資格である。技術士は、国や地方公共団体等の発注する建設コンサルタント業務における管理技術者や照査技術者の要件の一つとしても定められており、建設コンサルタント業務にあっては中核の資格となっている。

科学技術・学術審議会技術士分科会では、技術士制度改革に関する論点整理が行われ、今後は「継続研鑽（CPD）の更新制の導入」として更新条件や実施方法、「技術士試験の適正化」として一次試験の適正化や外国人エンジニアが受験しやすい試験方法等、制度改善に向けて作業部会を設置し、引き続き検討が進められている。

技術士は、建設コンサルタントに関わりの深い建設部門を含む20の技術部門のほか、それらを選択科目とする総合技術監理部門の計21技術部門が設けられている。

令和元年度の試験結果によると、建設コンサルタント業の受験者は建設部門受験者全体の48.3%、合格者は全体の40.3%を占めており、会員企業においても技術士の数は一貫して増加している（資料－2 協会データ 表2-1-1（p.資-1））。

## （2）RCCM 資格制度

RCCM は、技術士と並び管理技術者の資格要件となる重要な資格であり、社会資本の点検・診断業務において既に活用が開始されていることなど、その有用性が一段と高まっている。

更新講習会の受講やCPDを通じ技術力の維持向上を推進することで信頼を一層高め、RCCM技術者が更に社会に貢献できるよう努めている。

RCCM（Registered Civil Engineering Consulting Manager、シビルコンサルティングマネージャ）制度は、建設コンサルタントの実務技術者の技術力向上と質の確保の必要性を謳った建設省（現国土交通省）の重点施策に沿って平成3年度に創設され、建設コンサルタント業務にあっては技術士資格と並んで重要な資格である。ほとんどの共通仕様書では、管理技術者と照査技術者について「技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」とされている。そのため、建設コンサルタント業務発注方式の主流となっているプロポーザル方式・総合評価落札方式において、RCCMは技術士に並び管理技術者の資格要件となっている。

RCCM 資格試験の推移を見ると、平成25年度以降RCCM合格者数は平均で1,900人を超え、令和元年度は過去最多の2,371人となった。これはRCCMがプロポーザルの加点要件であることや、点検・診断等の維持管理業務の技術者資格として登録されたことにより、資格の有用性が高まったことが一因と考えられる（資料－3 RCCM 資格試験の状況 表3-1-1（p.資-9））。

RCCMの登録は22の技術部門ごとに行われ、技術の進歩・向上に対応した知識や技術力の維持を目的として4年ごとに講習を受講し、登録を更新することとしている。更新時には講習会の受講のほかに、最近の一般技術や専門技術を内蔵した自主学习システムによる自主学习の修了、さらに、RCCM資格者の自己研鑽と技術力の維持・拡大を目的に令和2年度よりCPDを4年間で200単位取得することを義務付けている。（令和2年4月のRCCM資格制度事務局通達にて、コロナウイルスによる講習会等の自粛により、令和2年4月1日より当面の間、更新CPDは従来通り4年間で100単位取得とする。）

講習会の開催、自主学习システムによる自主学习の修了、CPD推進を通じ、技術力の維持向上を推し進めることで、RCCM資格の信頼性をより一層高めるとともに、RCCM技術者が更に社会に貢献できるよう努めている。

(3) その他の技術者資格

また、国土交通省は平成26年12月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を施行し、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始した。表1-1-1に示すとおり、RCCMも令和元年度末までで14部門が登録されている。

表 1-1-1 公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

施設分野	点検・診断等業務											計画・調査・設計業務																							
	土木機械設備	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	堤防・河道	舗装	小規模附属物	港湾施設	道路土工構造物(土工)	道路土工構造物(シールド・大型カルバート等)	地質・土質	建設環境	電気施設・通信施設・制御処理システム	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	河川・ダム	下水道	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	道路	橋梁	トンネル	港湾	空港			
RCCM 専門技術部門	河川、砂防及び海岸・海洋	○	○	○	○				○												○		○	○	○	○									
	港湾及び空港											○																				○	○		
	道路									○			○	○															○						
	下水道																					○													
	造園																				○														
	都市計画及び地方計画																			○															
	地質													○		○																			
	土質及び基礎													○		○																			
	鋼構造及びコンクリート							○	○					○																		○			
	トンネル								○																								○		
	施工計画、施工設備及び積算											○		○																					
	建設環境															○																			
	機械	○																	○	○															
	電気電子																○																		

出典：国土交通省「平成30年度公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（国土交通省ホームページ）（平成31年1月）